



平成 19 年 5 月 24 日

各 位

東京都目黒区上目黒二丁目 1 番 1 号中目黒G Tタワー20 階
株式会社ネットエイジグループ

代表取締役CEO 小池 聡

(コード番号：2497 東証マザーズ)

定款一部変更のお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 24 日開催の取締役会において、平成 19 年 6 月 22 日開催予定の第 10 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 経営の透明性及びコーポレートガバナンスの強化を図るため、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に規定される委員会設置会社に関する規定の適用を受けることとし、そのための所要の変更を行うものであります。

(変更案第 4 条、第 8 条、第 9 条、第 12 条、第 16 条、第 19 条、第 21 条乃至第 33 条)

(2) 今後の当社グループの事業拡大に伴い、商号の変更及び、業務の効率化・生産性の向上を図るため平成 19 年 7 月 1 日をもって本店を東京都港区赤坂に移転する予定であります。これに伴い、第 1 条（商号）及び第 3 条（本店の所在地）を変更し、附則において条文の効力発生日を定め、効力発生日後に本附則を削除するものであります。

(変更案第 1 条、第 3 条、変更案附則)

2. 変更の内容

変更の内容は別紙とおりであります。

3. 日程

(1) 定款変更のための株主総会開催日 平成 19 年 6 月 22 日

(2) 定款変更の効力発生日 平成 19 年 6 月 22 日

※第 1 条（商号）および第 3 条（本店所在地）の変更の効力発生日は、平成 19 年 7 月 1 日といたします。

■本リリースに関するお問い合わせ

株式会社ネットエイジグループ 経営管理本部

Tel : 03-5725-4770

Email : nag-ir@ml.netage.co.jp

以 上

別 紙

は変更部分

現 行 定 款	変 更 案
<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社ネットエイジグループと称し、英文では<u>Net age Group, Inc.</u>と表示する。</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都目黒区に置く。</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 (条文記載省略)</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3. (条文記載省略)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第12条 株主総会は、<u>取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>ngi group</u>株式会社と称し、英文では<u>ngi group, inc.</u>と表示する。</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>指名委員会、監査委員会及び報酬委員会（以下「各委員会という。」）</u></p> <p>(3) <u>執行役</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会又は<u>取締役会の決議による委任を受けた執行役の決議によって選定する。</u></p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、<u>取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役の定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集する。当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集する。</u></p> <p>2. <u>株主総会の議長は、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が議長を務める。当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役又は執行役が議長を務める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の員数)</p> <p>第16条 当社の取締役は<u>8名以内とする。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第19条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p><u>(代表取締役及び役付取締役)</u></p> <p>第21条 取締役会は、代表取締役を選定する。</p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役副社長、専務取締役、常務取締役を各若干名選定することができる。</u></p> <p>第22条～第23条 (条文記載省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>株主総会の決議</u>によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第25条 (条文記載省略)</p> <p><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p> <p><u>(監査役の員数)</u></p> <p>第26条 当社の監査役は4名以内とする。</p> <p><u>(監査役の選任方法)</u></p> <p>第27条 当社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第16条 当社の取締役は<u>9名以内とする。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第19条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、議長となる。当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>第21条～第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>報酬委員会の決議</u>によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役の任期)</u></p> <p>第28条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削 除)
<p><u>(常勤監査役)</u></p> <p>第29条 <u>監査役会は、常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第30条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p>第31条 <u>監査役会に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p>第32条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第33条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p style="text-align: center;"><u>第5章 委員会</u></p> <p><u>(委員会の員数等)</u></p> <p><u>第25条 各委員会は、それぞれ委員3名以上で組織するものとする。</u></p> <p><u>2. 各委員会の委員の過半数は、社外取締役とする。</u></p>
(新 設)	<p><u>3. 監査委員会の委員は、当会社もしくは当会社の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)の執行役もしくは業務執行取締役又は当会社の子会社の会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)もしくは支配人その他の使用人でない者とする。</u></p> <p><u>(委員の選定方法)</u></p> <p><u>第26条 各委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。</u></p>
(新 設)	<p><u>(委員会の招集権者及び議長)</u></p> <p><u>第27条 委員会は、当該委員会に属する各委員がこれを招集する。</u></p> <p><u>2. 委員会の議事進行に関しては、委員会においてあらかじめ指名された委員が議長となる。</u></p>
(新 設)	<p><u>(その他の委員会)</u></p> <p><u>第28条 取締役会は、その決議をもって第4条に規定する各委員会以外の委員会を置くことができる。</u></p> <p><u>2. 前項の委員会の組織、権限その他の事項については、取締役会においてこれを定めるものとする。</u></p> <p><u>3. 第1項の委員会は、第4条に規定する各委員会の法律上の権限を制限し、又は侵害することができない。</u></p>
(新 設)	<p style="text-align: center;"><u>第6章 執行役</u></p> <p><u>(執行役の選任方法)</u></p> <p><u>第29条 執行役は、取締役会の決議により選任する。</u></p>
(新 設)	

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>(執行役の任期)</u></p> <p>第30条 執行役の任期は、選任後 1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。</p>
(新 設)	<p><u>(代表執行役)</u></p> <p>第31条 取締役会は、執行役の中から代表執行役 1名以上を選定する。</p>
(新 設)	<p><u>(執行役の報酬等)</u></p> <p>第32条 執行役の報酬等は、報酬委員会の決議によって定める。</p>
(新 設)	<p><u>(執行役の責任免除)</u></p> <p>第33条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p>
第6章 会計監査人	第7章 会計監査人
第7章 計算	第8章 計算
(新 設)	<p><u>附則</u></p> <p>第1条（商号）及び第3条（本店の所在地）の変更の効力発生日は、平成19年7月1日とする。なお、効力発生日経過後、本附則は削除するものとする。</p>

以 上